

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成22年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、期日、時間及び場所

検査区域	検査期日	受付時間	検査時間	検査場所
東かがわ市	10月4日（月）	10：00～11：45	10：00～12：00	引田スポーツセンター
		13：00～14：45	13：00～15：00	引田武道館
	10月5日（火）	10：00～11：45	10：00～12：00	東かがわ市丹生公民館
		13：00～14：45	13：00～15：00	
10月6日（水）	10：00～11：45	10：00～12：00	東かがわ市三本松公民館	
	13：00～14：45	13：00～15：00		
10月7日（木）	10：00～11：45	10：00～12：00	東かがわ市交流プラザ	
	13：00～14：45	13：00～15：00		
さぬき市	10月12日（火）	10：00～11：45	10：00～12：00	長尾保健センター
		13：00～14：45	13：00～15：00	
	10月13日（水）	10：00～11：45	10：00～12：00	津田働く婦人の家
		13：00～14：45	13：00～15：00	
	10月14日（木）	10：00～11：15	10：00～11：30	寒川公民館
		13：00～14：45	13：00～15：00	さぬき市大川体育館 （大川勤労者体育センター）
10月18日（月）	10：00～11：15	10：00～11：30	小田漁村センター	
	13：00～14：45	13：00～15：00	香川県農協鴨部支店	
10月19日（火）	10：00～11：45	10：00～12：00	さぬき市役所附属棟	
	13：00～14：45	13：00～15：00		